

J - クレジット制度 方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）(案) の概要

1 . 目的

吸収量のモニタリング及び算定方法が正確でかつ簡易なものとなるよう方法論として必要な要件を定めるとともに、透明性のある方法論の策定手続を定めることを目的とする。

2 . 方法論の基本的事項

(1) 方法論の体系

方法論は、以下の体系に基づき分類する。

- 森林分野 (F0)

(2) 方法論の構成

方法論の構成は以下のとおり。

- 方法論番号
- 方法論名称
- 適用条件（方法論を適用するために必要となる条件を定める。）
- 吸収量の算定
- プロジェクト実施後吸収量の算定
- プロジェクト実施後排出量の算定
- ベースライン吸収量の考え方
- ベースライン吸収量の算定
- モニタリング方法
- 付記(適用条件及び排出削減量の算定方法以外に必要な要求事項を定める。例えば、一般慣行障壁による追加性の評価及び追加性の評価の省略（ポジティブリスト）等を定める。)
- 附属書（特定のプロジェクトにのみ必要となる要求事項及び参考情報を定める。）

(3) 吸収量の概念

吸収量は、プロジェクト実施後吸収量からプロジェクト実施後排出量及びベースライン吸収量を減じることにより求める。

(4) 吸収量の算定で考慮すべき吸収・排出活動

京都議定書第 3 条 3 及び 4 の下での吸収活動及び排出活動のうち、以下の活動が該当する。

- 新規植林・再植林活動
- 森林経営活動

また、その内それぞれの活動における地上部のバイオマス吸収量及び排出量並びに地下部のバイオマス吸収量及び排出量を算定する。

3. 各構成要素の策定規程

(1) 適用条件

それぞれ以下の事項を適用条件として設定する。

- 森林経営活動の場合
 - ✓ 市町村長等の認定を受けている森林経営計画又は森林施業計画に沿って実施されること。
- 新規植林・再植林活動の場合
 - ✓ 検証申請時までに、プロジェクト実施地が森林経営計画又は森林施業計画に含まれること。

(2) モニタリング方法

(排出削減プロジェクト用と同じ。)

4. 方法論の策定及び改定手続

(排出削減プロジェクト用と同じ。)

以 上